

地域インフラ群再生戦略マネジメント計画策定手法検討会 設置要領

(目的)

第1条 本要領は、地域インフラ群再生戦略マネジメント計画策定手法検討会（以下「検討会」という。）の職務、組織及び運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(審議事項等)

第2条 検討会は、以下のことを行う。

- (1) 地域インフラ群再生戦略マネジメント計画の策定手法等に関する審議
- (2) モデル地域の応募案件の審査・選定に関する助言
- (3) モデル地域の選定案件における計画の策定手法等の検討に関する助言
- (4) その他必要な事項

なお、モデル地域の選定について、特定の案件に関して利害関係を有する委員は、当該案件の選定の審議に参加できない。

(検討会)

第3条 委員は、有識者の中から国土交通省が委嘱する。

- 2 検討会に座長を置くものとし、委員の互選によって定める。
- 3 検討会の会議は、座長が議長となり、会議の議事を整理する。
- 4 検討会は、必要に応じて、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。
- 5 「地域インフラ群再生戦略マネジメント計画策定手法検討会」及び「地域インフラ群再生戦略マネジメント実施手法検討会」については、相互で連携を図り議論を行っていく観点から、両検討会の座長が必要と認めるときは、両検討会を同時に開催することができる。なお、その場合の議長は、両検討会の座長の承認を得て決定する。
- 6 会議は公開とする。ただし、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあるときは、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(守秘義務)

第4条 委員は、その職務上知り得た秘密情報又は未公開情報を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、モデル地域の地方公共団体から発注され、検討会が支援する内容に関連する契約案件に関して、委員又は委員が所属する組織が受注等に関与することはできない。

(委員の委嘱の取り消し)

第5条 国土交通省は、委員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱を取り消すことができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないとき。
- (2) 委員としてふさわしくない行為があったとき。

(庶務)

第6条 検討会の事務局は、国土交通省総合政策局公共事業企画調整課及び大臣官房公共事業調査室に置く。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、検討会に関し必要な事項は、座長が検討会に諮って定める。

附 則

この要領は、令和5年8月31日から施行する。

地域インフラ群再生戦略マネジメント実施手法検討会 設置要領

(目的)

第1条 本要領は、地域インフラ群再生戦略マネジメント実施手法検討会（以下「検討会」という。）の職務、組織及び運営に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(審議事項等)

第2条 検討会は、以下のことを行う。

- (1) 地域インフラ群再生戦略マネジメントの実施手法等に関する審議
- (2) モデル地域の応募案件の審査・選定に関する助言
- (3) モデル地域の選定案件における実施手法等の検討に関する助言
- (4) その他必要な事項

なお、モデル地域の選定について、特定の案件に関して利害関係を有する委員は、当該案件の選定の審議に参加できない。

(検討会)

第3条 委員は、有識者の中から国土交通省が委嘱する。

- 2 検討会に座長を置くものとし、委員の互選によって定める。
- 3 検討会の会議は、座長が議長となり、会議の議事を整理する。
- 4 検討会は、必要に応じて、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。
- 5 「地域インフラ群再生戦略マネジメント実施手法検討会」及び「地域インフラ群再生戦略マネジメント計画策定手法検討会」については、相互で連携を図り議論を行っていく観点から、両検討会の座長が必要と認めるときは、両検討会を同時に開催することができる。なお、その場合の議長は、両検討会の座長の承認を得て決定する。
- 6 会議は公開とする。ただし、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあるときは、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(守秘義務)

第4条 委員は、その職務上知り得た秘密情報又は未公開情報を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、モデル地域の地方公共団体から発注され、検討会が支援する内容に関する契約案件に関して、委員又は委員が所属する組織が受注等に関与することはできない。

(委員の委嘱の取り消し)

第5条 国土交通省は、委員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱を取り消すことができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないとき。
- (2) 委員としてふさわしくない行為があったとき。

(庶務)

第6条 検討会の事務局は、国土交通省総合政策局公共事業企画調整課及び大臣官房公共事業調査室に置く。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、検討会に関し必要な事項は、座長が検討会に諮って定める。

附 則

この要領は、令和5年8月31日から施行する。